

**香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業
業務要求水準書**

**令和 7 年 1 0 月
高松市**

第1 概要及び総則

1 要求水準書

香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業業務 要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、高松市（以下「市」という。）が香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を公募・選定するにあたり、香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業 事業者募集要領（以下「募集要領」という。）と一体のものとして、本事業の業務を遂行する上で、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものであり、事業者は本要求水準書を順守することとする。

2 要求水準の変更

市は、事業期間中に要求水準の見直しを行う場合がある。次に、要求水準の変更に係る手続を整理し、これに伴う事業者の対応を規定する。

（1）要求水準の変更の手続き

市は、次に該当する場合は、事前に事業者と協議の上、要求水準書を見直す場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更せざるを得ないとき。
- ② 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容を著しく変更したとき。
- ③ 市の事由等により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

（2）要求水準の変更に伴う契約変更

市と事業者は、要求水準の変更に伴って、これに必要な契約の変更を行うものとする。

3 資格の取得

業務の実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合は、それぞれ有資格者（建設業法に定める主任技術者、監理技術者等を含む。）を選任すること。

なお、複数の法人で構成されるグループの場合は、構成員である企業のいずれか1者が、有資格者を選任すればよいこととする。

第2 施設の改修等整備に関する要求水準

1 基本事項

本業務全体における要求水準は次のとおりである。

業務区分	内容
全般	① 募集要領「第3 5（3）ア」に記載する、施設の改修等整備に関する業務に係る責任者を1名配置し、市との連絡調整を適切に行うこと。事故及び工事内容の大幅な変更等が生じる等の重大な事象については、速やかに市へ報告すること。 ② 改修等整備について、設備機器の選定や施工時において、省エネルギーに配慮すること。 ③ 改修等整備工事期間（R8～9年度の一部）は、必要に応じて対象施設を休館する前提としているが、現行の指定管理期間内であること及び利用者への影響を考慮し、改修等整備工事に伴う対象施設の休館期間を最小限に留めるよう、市及び現行の指定管理者と協議した上で、適切な工事期間を設定すること。 ④ 改修等整備工事の実施において、近隣住民等への説明が必要になる場合は、市と協議の上、事業者が実施すること。 ⑤ 改修等整備工事の実施において、関係法令及び条例を遵守し、各種許可が必要な場合は、その手続きを業務スケジュールに支障がないよう実施するとともに、当該許可の写し等を市に提出すること。 ⑥ 事業者が作成し、市へ提出された書類（施工計画書、実施工程表、工事記録、工事完了届、完成図書等）の著作権は、市へ委譲するものとする。
事前調査	① 事業期間にわたり対象施設を維持管理・運営することを踏まえ、本要求水準書において市が指定する整備内容に留まらず、施設の現状を把握し、修繕・更新の必要の有無について調査等を行い、その結果について市へ報告すること。
設計	① 設計業務の管理技術者及び主任技術者を配置すること。なお、管理技術者及び主任技術者の資格要件は、建築士法による1級建築士とする。 ② 整備設計の着手前に、業務計画書及び業務工程表を市へ提出すること。 ③ 事前調査を基に現施設の図面をデータ化した上で、提案内容を踏まえて、適宜、市との協議や進捗状況の報告を実施した上で、整備設計を行うこと。 ④ 整備設計の完了後、設計に関する書類（意匠設計図、仕様書、工事工程表、各種積算資料等の設計図書）を市に提出し、検査・承認を受けた後に、各種申請（建築確認等）の手続きを行い、整備に当たり必要となる許可書等を取得すること。また、建築確認申請から確認済までの期間は、妥当な期間を設定すること。 ⑤ 改修を行う施設及び設備については、現在と同等以上の性能を確保することとし、ランニングコストや環境負荷の軽減、維持管理のしやすさを考慮して設計すること。

	⑥ 対象施設の整備に係る設計、配置等にあたって、必要とされる関係法令等を遵守すること。
工事	① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、主任技術者又は監理技術者は、業務種別ごとに、建設業法に定める資格を有する者とする。 ② 工事着工予定日までに、業務計画書（仮設計画図含む）、業務委託工程表を市に提出し、承認を得た後に、業務委託着手届を提出すること。 ③ 建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行及び安全を確保すること。 ④ 工事期間中、市の要請に基づき、事業者は施工の説明及び報告を行うこと。また、市は工事現場での工事状況の確認ができるものとする。 ⑤ 周囲の家屋及び施設等への影響を考慮し、工事ヤードは適切な範囲に収めるとともに、工事期間中の安全対策を万全に行うこと。また、仮囲いや足場を設置するなど、工事に関する通行、騒音、振動、悪臭、粉塵等、周辺環境に配慮して施工すること。 ⑥ 工事記録を整備して、必要に応じて市の確認を受けること。 ⑦ 工事完了後、各種設備の点検及び試運転を行い、運営に支障が無いことを確認した後、市に完了届及び完成図書等（紙及び CAD 形式又は PDF 形式、データは CD-R 等で提出）を提出して市の完了検査を受けること。 ⑧ 工事期間中、工事及び⑦に必要な手続き及び経費（光熱水費を含む）は、事業者が負担すること。
工事監理	① 工事監理業務の管理技術者及び主任技術者を配置すること。なお、管理技術者及び主任技術者の資格要件は、建築士法による 1 級建築士とする。 ② 工事監理業務の着手前に、業務計画書を市へ提出すること。 ③ 毎月、工事監理報告書を市に提出すること。 ④ 建築確認に係る完了検査申請の手続きを行い、完成時に検査済証を取得すること。 ⑤ 施設の整備における各種工事に当たり、近隣住民等に対して十分な配慮を行うとともに、要望及び苦情があった場合は、随時市に報告及び協議を行い、必要に応じて対応すること。
モニタリングの実施	① 設計及び工事完了後、それぞれ 30 日以内に、別途定めるモニタリング様式により、セルフモニタリングを事業者自身で実施した上で、市へ提出すること。 ② 市は、提出されたセルフモニタリングに対して、市側でモニタリングを行う。 ③ モニタリング結果、完成検査等から、業務が適切に履行されたことを市で判断した上で、事業者からの請求に対し、サービス購入料を支払う。

2 施設の改修に係る設計、工事及び工事監理業務

本業務において、改修の対象となる施設は、募集要領の「第3 事業の概要 3 事業者を募集する施設及び敷地環境」において規定する敷地 A（香南楽湯）であり、その内容及び要求水準は次のとおりである。なお、本業務については、サービス購入料上限額の範囲内で市が負担するものとする。

業務区分	内容
ア 屋根・外壁の改修	① 外壁の一部に発生している雨漏りが施設の維持管理上、支障がない状態に修復されていること。 ② 屋根・外壁における施設の躯体に影響を及ぼす又は落下事故の危険性が高いと想定される程度のひび割れ、剥落等の欠損部が修復されていること。 ③ 屋根・外壁における予防保全的な防水対策（防水シートの更新、防水塗装等）を劣化部分に対して行うこと。 ④ 改修にあたり、施設の外観意匠は原則、維持すること。 ※雨漏りやひび割れ等の劣化部分については、「資料2 香南楽湯の主な不具合箇所」を確認すること。
イ 空調機器（全体）の更新	① 対象施設全体について、空調機器を更新することとし、その空調能力及び省エネルギー能力（電力消費量）は現行機器と同程度以上のものとする（現行機器は、資料4「現行設備一覧（香南楽湯）」を参照）。なお、熱源方式の変更についても、事業者提案により実施できることとする。
ウ 中央制御盤の更新	① 対象施設の電気系統及び設備に係る中央制御盤を更新することとし、その性能は現行機器と同程度以上のものとする（現行機器は、資料4「現行設備一覧（香南楽湯）」を参照）。
エ その他不具合箇所の更新	①「資料2 香南楽湯の主な不具合箇所」に示した箇所の更新について、事業者提案により実施する。
オ 地域振興施設の機能を拡充・向上させる施設の改修（事業者の提案による）	① 地域振興施設の機能を拡充・向上させる内装や設備等の改修について、事業者提案により実施できることとする。 ② 脱炭素化や維持管理費の低減につながる改修についても、事業者提案により、実施できることとする。
その他	① 上記ア～オの実施にあたって、令和8・9年度は指定管理者による運営を予定していることから、休館などの指定管理者及び利用者への影響が最小限となるよう、配慮すること。

3 施設の解体及び駐車場整備に係る設計、工事及び工事監理業務

本業務において、解体等及び駐車場整備の対象となる施設は、募集要領「第3 3 事業者を募集する施設及び敷地環境」に規定する敷地 B にある施設（香南地域保健活動センター、香南朝市、ATM 棟及び香南楽湯南側の屋外階段）であり、その内容及び要求水準は次のとおりである。

なお、本業務については、サービス購入料上限額の範囲内で市が負担するものとする。

業務区分	内容
香南地域保健活動センター、香南朝市、ATM 棟及び香南楽湯南側の屋外階段	① 解体撤去の対象は、基礎、上屋（上屋内残置物を含む）、設備配管類、擁壁、舗装、側溝、看板、樹木、植栽等の一切とし、地中埋設物を含む前述すべてを対象とする。ただし、解体後の駐車場整備に利用可能な舗装等については、この限りではない。 ② 解体に当たっては、建築基準法等の各種法令を遵守するとともに、アスベストやPCB 廃棄物等の処理を適正に行うこと。 ③ 香南地域保健活動センターの解体にあたり、隣接する高松市社会福祉協議会香南支所との調整を、市と協力して行うとともに及びその利用者への影響が最小限となるよう配慮すること。 ④ 香南朝市の解体にあたり、運営者である香南アグリームの指定管理者（香南町農業振興公社）との調整を、市と協力して行うこと。 ⑤ ATM 棟の解体に当たり、ATM 機器について金融機関による撤去が発生するため、金融機関に対する実施時期のスケジュール調整を、市と協力して行うこと。 ⑥ 屋外階段の解体に当たり、香南楽湯の非常階段の役割を担っていることから、その機能の復旧を行うこと。
駐車場整備	① 敷地 B にある施設解体後、身障者用スペースなどに配慮しつつ、40 台程度の駐車場（アスファルト舗装）整備を行うこと。ただし、事業者が提案する事業内容により、採算が見込まれる場合には、整備する駐車場台数がそれ以下でも提案できるものとする。 なお、普通自動車用の駐車場を想定しているが、施設の運営上、大型バス・トラック等の駐車場を設置した方が優位と事業者が判断する場合は、事前に市と協議し、承認を得た上で設置することも可能とする。 ② ①で整備する駐車場については、既存駐車場（募集要領「第3 3 事業者を募集する施設及び敷地環境」に規定する県有地 C）との動線や、歩行者が安全に敷地内を歩行できるスペースなどに配慮することとし、一体的な利用については、事業者において香川県との調整を行うこと。 ③ 駐車場整備後の余剰スペースについては、事業目的に反しない限り、建築物の新設も含め、事業者が提案する自主事業に供することができることとする。ただし、その場合、事前に市と協議し、承認を得るものとする。 ④ 現駐車場において、コミュニティバスの停留所を設置しており、今後も存続することから、バスの導線や停留所の位置について十分考慮した上で駐車場の整備を行うこと。

第3 運営及び維持管理に関する要求水準

1 基本事項

事業者は、公共施設等運営権制度により、公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）となる。運営権者として自由度の高い運営が可能となる一方、運営権者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理・運営を行いつつ、住民サービスの向上を図る必要がある。

こうした背景を踏まえ、事業者は、対象施設の管理運営にあたって、次の基本方針に沿って行うこと。

- (1) 高松市香南楽湯条例の設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 公共施設であることを踏まえ、利用者への公平なサービスの提供に努める一方、民間事業者ならではの自由な提案により、地域振興に資する施設として、市全体の魅力向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な運営管理を行い、適切な収益の確保と経費の縮減に努めること。
- (4) 関係法令・条例及び規則、実施方針等に適合した管理運営を行うこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 公序良俗や施設の性質に著しく反する恐れのある利用は行わないこと。
- (7) 市と緊密な連携を行うこと。

2 事業者が対象施設で実施する事業

既存の温浴事業にとらわれることなく、募集要領に記載した事業目的に沿って、道の駅の地域振興施設として相応しいもので、収益性が見込まれる事業を事業者が自由に提案できるとし、市との協議を経て、事業内容を決定することとする。

詳細については、募集要領「第3の5（10）」に示す自主事業の要件等の記載を確認すること。

また、維持管理・運営を開始した後、経営環境の変化により、事業内容を変更・追加する必要がある場合は、事業者と市で協議した上で、事業内容を見直すことができるものとする。

3 開館時間及び休館日等

高松市香南楽湯条例施行規則に定めるとおり、対象施設の開館時間及び休館日その他運営等について必要な事項は、事業者からの提案に基づき、事前に市と協議して定めること。

4 対象施設の運営に関する業務

対象施設の運営に関する要求水準は、次のとおりである。

業務区分	内容
準備業務	① 事業者は、運営権登録日までに、現指定管理者からの引継ぎ（現指定管理者が作成した文書等を含む。）を適切に行うものとする。 ② 施設内の既存器具や備品について、現状有姿で現行指定管理者からの引継ぎ、適切に管理すること。（現指定管理者保有の器具・備品は、現指定管理者との協議で合意した限りにおいて、事業者の資産として本施設で継続して設置・管理することができる。） ③ 事業契約後、速やかに本施設の運営主体変更について周知・広報を行うとともに、運営開始日までにパンフレットや電子媒体などによる広報・宣

	伝を行うこと。 ④ 運営開始前に、本施設の利用料金体系を市に届け出ること。
施設の運営に関する業務	① 事業者が提案した全体の事業計画書に従い、地域振興施設に相応しいサービスの提供を行うこと。事業計画書と異なる事業やサービスを実施する場合には、市と事前に協議し、承認を得るものとする。 ② 運営業務責任者を1人配置し、市との連絡調整を適切に行うこと。ただし、人身事故などの重大な事案については、速やかに市へ報告すること。 ③ 施設の施錠の開閉、照明・空調等の設備の適切な使用及び維持管理を行うこと。 ④ 施設内の巡回、利用指導、監視等を行い、利用者の安全確保に努めること。また、施設の安全管理上、警備システムを導入することを推奨する。 ⑤ 要望、苦情、トラブル、事故など緊急時等への対応及び各種問合せへの対応を事業者の責任において適切に行い、その内容について各業務担当者間で共有すること。
施設の利用許可等に関する業務	① 公共施設であることに配慮し、施設利用に係る使用申請の受付、許可、取消し及び利用調整を公平かつ適切に行うこと（事業者には、指定管理者制度により、許可及び取消しの権限を付与しており、指定管理者の責任において行う行政処分として実施する）。
利用料金の徴収等に関する業務	① 利用料金（高松市香南楽湯条例第15条に定める、運営権者として収受する利用料金であり、事業者で適正な額を設定し、市へ届出を行う。）の設定及び徴収を行うこと。利用料金は、事業者の収入とする。 ② 施設の有効利用、利便性の向上を図るため、事前に市との協議を経て、利用料金の減免基準を設けることができる。
施設の利用促進に関する業務	① 飲食業者等の他の業者と連携しつつ、利用者サービスの向上とつながる提案を行い、実施すること。 ② ホームページ、各種メディア、パンフレット、チラシ、SNS等を活用した効果的な広報、PRを行うこと。 ③ 既存の看板等の表示物については、事業者の管理とし、自らの責任と費用により維持管理・更新等を行うとともに、新規の看板等についても事業者負担とする。
温泉水の管理及び給水に関する業務	① 敷地内にある温泉水（月見丘温泉源泉）及び給水施設について、事業者による温浴事業の提案の有無に関わらず、既存の利用者が従来どおり利用できるよう、事業者が適切に維持管理・給水を行うこと。 ② 事業者は、既存の利用者等に影響がない範囲で、新たに温泉水を活用した事業を提案し、実施することができる。その場合、第三者への温泉水の給水における利用料金は、事業者が収受できるものとする。 ただし、隣接する高松市社会福祉協議会香南支所については、当該施設

	の設立当初から温泉水給水設備を整備し、社会福祉事業の一環として無償で使用してきた経緯があることから、温泉水利用料については無償とすること。
その他	上記に定める項目以外の業務においても、対象施設の運営に必要な事項は適宜実施し、必要に応じて市への協力及び提案、報告を行うこと。

5 対象施設の維持管理に関する業務

対象施設（設備を含む）の維持管理に関する要求水準は、次のとおりである。

業務区分	内容
点検、情報管理	① 次の各種設備について、関係法令等に従って点検を行うこと。なお、現行設備については、資料4「現行設備一覧（香南楽湯）」を参照すること。 ・ 自家用電気工作物（受配電設備、電気使用場所の設備、非常用発電装置、太陽光発電に伴う発電所を含む） ・ 空調設備機器及び空調自動制御機器 ・ 消防設備 ・ 昇降機及び自動扉 ・ 太陽光発電機器 ・ 給水設備 ・ ボイラー設備機器（実施事業においてボイラーを利用する場合に限る。） ② 建築基準法第12条に規定する点検（12条点検）のほか、予防保全的な維持管理を行うための劣化診断等の調査・点検を行うこと。 ③ ①、②の点検結果や実施時期等の情報を適切に保管・活用すること。
修繕、更新	上記の点検等に基づき、不具合が発見された場合には、利用者が安全に利用できるよう速やかに修繕、更新を行うこと。
清掃	関係法令に準拠した維持管理を行い、衛生消耗品等の補充など、利用者が常に衛生的かつ安全に利用できる状態を保つこと。
樹木等の管理	除草や伐採等を適切な頻度で実施し、芝生や植木を整然とした状態を保つこと。
駐車場の管理	道の駅に付帯する施設の駐車場として、公平かつ安全な利用がなされるよう適切に維持管理を行うこと。なお、場内でのトラブルや事故については、事前に利用者との責任関係のルールなど、管理者の責任において適切に対応すること。
その他	上記に定める項目以外の業務においても、対象施設の維持管理に必要な事項は適宜実施し、必要に応じて市への協力及び提案、報告を行うこと。

6 その他の業務

上記以外の業務に関する要求水準は、次のとおりである。

業務区分	内容
業務計画書の作成及び提出	① 対象施設の運営開始予定日の6か月前までに、運営権設定期間全体に係る運営業務、維持管理業務の業務計画書を市へ提出し、市の上承を得ること。
年度業務計画書・業務報告書の作成及び提出、モニタリングの実施	① 毎年度開始前に運営業務、維持管理業務の実施計画等を記載した年度業務計画書及び予算書を提出し、市の承認を得ること。（運営権を設定した初年度については、運営開始日から60日以内に提出、次年度以降は前年度の1月末までに提出すること。） ② 毎年度終了後60日以内に業務の実施状況、利用状況、経理状況等を記載した業務報告書及び決算書及び別途定めるモニタリング様式を、セルフモニタリングを事業者自身で実施した上で、市へ提出すること。 ③ 管理運営の状況について、市が必要と認める書類を作成・提出すること。
緊急時対策、防犯・防災	① 緊急事態等における市や関係機関への通報及び連絡を行うこと。 ② 不測の事態に対応するためのマニュアルの作成及び訓練を実施すること。

第4 リスク分担

リスク分担については、次の表を基本とし、その他の場合や特別の事情があると認めた場合については、市と事業者で協議の上決定する。

1 共通事項

リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
事業中止・延期	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
	上記以外の事由によるもの		○
許認可	市の帰責事由による許認可等取得遅延	○	
	上記以外の事由によるもの		○
法令変更	全て		○
税制改正	全て※ ¹		○
物価変動※ ²	全て		○
金利変動	全て		○
賃金上昇※ ²	全て		○
資金調達	全て		○
住民対応	事業者が行う業務（改修、解体、維持管理、運営）に関する地元合意形成※ ³		○
環境	事業者が行う業務における環境の変化（経営環境や周辺環境等）		○
	市が行う業務に起因する環境の変化	○	
第三者補償	市の提示条件、指図、行為を直接原因とする事故によるもの	○	
	上記以外の事由によるもの		○
安全確保	事業者が行う業務における安全性の確保		○
保険	事業者が行う業務のリスクをカバーする保険への加入		○
不可抗力※ ⁴	不可抗力に伴う施設、設備の経費の増加	○	○
	不可抗力に伴う運営の停止及びそれに伴う経費の増加		○

※¹ サービス購入料に係る消費税率の変更についてのみ、本市の負担とする。

※² 原則として、物価変動リスク及び賃金上昇リスク（自主事業を含む）については、民間事業者の負担とするが、本事業におけるサービス購入料の対象となる対象施設の整備部分についてのみ、資材価格や労務費の変動があった場合に、別途事業契約に規定する改定ルールに基づき、市からのサービス購入料の増減を対応するものとする。

※³ 施設の改修、解体の是非に係る住民対応は、市が本公募前に調整しているが、事業の進捗に伴う状況変化により本公募内容から変更が生じた場合には、市と事業者で協力して住民対応を行うものとする。

※⁴ 災害（暴風、豪雨、洪水、地震）、戦争、テロ、火災、感染症等の市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。

2 契約締結前

リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
応募費用	本事業への応募に係る費用		○
入札手続	募集要領等の誤り、入札手続の誤り	○	
契約締結	市の帰責事由による契約締結遅延・未締結	○	
	上記以外の事由によるもの		○
議会議決	議会の不承認※双方に生じた損害は双方で負担する	○	○

3 設計段階

リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	上記以外の測量・調査に関するもの		○
設計変更	市の帰責事由による設計変更、費用増加	○	
	上記以外の事由によるもの		○
設計完了遅延	市の帰責事由による設計完了の遅延	○	
	上記以外の事由によるもの		○

4 改修及び解体、駐車場工事段階

リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
業務場所確保	工事業務に必要な事業場所の確保	○	
工事費増大	市の帰責事由による工事費増大	○	
	上記以外の事由によるもの		○
工期遅延	市の帰責事由による工期遅延	○	
	上記以外の事由によるもの		○
性能未達	契約で定められた要求水準の未達		○
工事監理	工事監理の不備による損害、費用増加、遅延		○
施設損害	引渡し前の施設等の損害		○

5 運営、維持管理段階

リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
運営、維持管理開始遅延	市の帰責事由による運営、維持管理開始遅延	○	
	上記以外の事由によるもの		○
運営、維持管理の内容変更	市の帰責事由による事業内容の変更	○	
	上記以外の事由によるもの		○
運営、維持管理費の変動	市の帰責事由による事業内容変更起因する運営、維持管理費の変動	○	
	上記以外の事由によるもの		○

施設の契約不適合	事業開始前の施設整備又は維持管理に契約不適合があった際の修繕、損害賠償	○	
	事業者が実施した改修業務に契約不適合があった際の修繕、損害賠償		○
施設の機能損失・低下	全て		○
備品管理	全て		○
情報漏洩	市の帰責事由による情報漏洩	○	
	上記以外の事由によるもの		○
要求水準未達	契約で定められた要求水準の未達		○
公共施設運営権の取消し	緊急事態が発生した場合等、PFI 法第 29 条第 2 項に基づき、本施設を他の公共の用途に供するために公共施設等運営権を取り消した場合	○	

6 事業終了段階

リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
移管手続	本事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○
性能確保	本事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

第5 事業者に対する監督・監査（モニタリング）

- 1 市は、本事業に係る改修等整備業務及び施設の維持管理・運営業務について、要求水準書に規定された要求水準及び民間事業者が提案した水準の達成を確認するため、事業者に対して、定期的かつ必要に応じて、当該業務内容又は経理の状況に関して報告を求め（モニタリング）、実施調査を行い、必要な指示を行うことができる。
- 2 事業者は、事業期間中の適正な業務水準を確保するため、市が行うモニタリングに協力するとともに、自らもモニタリングを実施すること。（セルフモニタリング）
- 3 市は、事業者の実施する業務について定期的に確認を行い、事業者の財務状況についても確認を行う。なお、モニタリング（セルフモニタリングを含む）は、市が別途定める様式に基づき実施することとし、その詳細な内容については、事業契約書に定めることとする。

事業者の実施する業務の水準が、市の求める水準を下回ることが判明した場合には、業務内容の速やかな改善を求める。事業者は、市の改善要求に対し、自らの責任により改善措置を講じ、その費用を負担するものとする。

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担する。ただし、市が要求する事業者が所有する資料の提出に要する費用については事業者が負担するものとする。

事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は事業者が負担するものとする。

- 4 市は、事業者が市の指示に従わない場合や改善要求を行ってもなお改善が見られない場合、事業者の経営状況が著しく悪化している場合など、施設の整備及び適正な管理運営に著しい支障が生じる恐れがある場合は、サービス購入料の減額、本事業契約の解除及び運営権の設定の取消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 市又は監査委員が必要と認めるときは、事業者が行う業務に係る事務について監査を行う。

第6 その他留意事項

- 1 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行い、特定の団体や個人に有利・不利になるような運営をしないこと。
- 2 本事業に関連して取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理すること。
- 3 本事業に関して知り得た秘密の外部への漏洩や、他の目的への使用をしてはならない。また、事業期間終了後の場合も同様の取扱いとする。
- 4 事業者が所掌する業務について、高松市情報公開条例（平成 12 年高松市条例第 39 号）を参考として、情報の透明性を高めるように努めるものとする。
- 5 本要求水準書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本要求水準書等に定めのない事項については、市と事業者で協議の上、これを定める。